

目次

A II 5 -CR-2nd-★抗告20210730.....	2
---------------------------------	---

抗告申立書 A II 5

令和 3 年 7 月 30 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

申立人が、令和 3 年 1 月 26 日に、前橋地方裁判所民事第 1 部裁判官の渡邊和義、を公務員職権濫用罪等で告訴したところ(前橋地検 R3 檢 230)、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和 3 年 2 月 26 日付で不起訴処分の通知を受けた。

これについて、令和 3 年 3 月 2 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3 つ 4)、令和 3 年 7 月 20 日付で、前橋地方裁判所刑事第 2 部の山崎威、稻田康史、落合沙紀に棄却された。

だが、この決定は、合理的処分であると判定しながら、その合理的根拠が無い。

理由も無いのに、なぜ合理的と言えようか? 最大要素が欠落していて、捜査や裁判たり得ようか?

どうして手続たり得ようか? 呆れた論理矛盾である。 言い換えると、訴えを無視している。

これは直接的には、刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。

しかし自由心証主義といえども、合理性は当然に前提されている。

それは、社会正義や人権制度の歴史や国家権力の濫用防止から考えて、当然である。

したがって、本棄却決定は全部不服なので、刑事訴訟法 419 条に基き、抗告を申し立てる。

事件番号 前橋地方裁判所 令和 3 年(つ)第 4 号

請求の原因

またしても申立理由を無視している。 列挙した蓋然性を無視して「罪とならず」とした理由が無い。

以下の合理的根拠の欠如の具体的摘示を、またしても無視しているが、判定は不可欠である。

訴えの無視と不合理の両面から、その手続的無効性は、誰にもあまりにも自明過ぎる。

その点の狂気は原審も充分に自覚しているはずなので、非合法な前提を示唆している。

こうした故意の非人扱いが意味するものは、開かずの判例とせんとする無法社会の陰謀である。

どうせ誰も見向きもしないのだから、どんなにデタラメな裁判でも構わないということである。

なお、包囲網の概要は、被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。

各事件の概要は、私のサイト <https://alien1961.jp/> にも掲載している。

●反論 第三 当裁判所の判断 (2 頁) 合理的であり公務員職権濫用罪ではない

合理的根拠の無い国家権力の行使(不起訴処分)は許されないし、正当業務行為でも有り得ない。

犯罪を隠蔽する権限など誰にも無い。 また、合理的根拠が無い点は、必然的に不正な目的である。

要するに、極めて反社会的な判断なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。

正当業務行為ではないから、手続(告訴)の妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。

●当該告訴内容の重大性●

警視庁に提出した被害届が無視され、その回答期限日当日 20090220 に叔母が変死した。

これは当然に、その被害届の関連の、私への脅迫の為の殺人である。

二週間後の 20090303、東村山警察署サワダに真相究明を訴えたが無視された。

三週間後の 20090313 に埼玉県警が轢逃げ犯を逮捕し、殺意に一切触れない隠蔽公判が行われた。

★★★天文学的に超高度の殺人の蓋然性を誰も感じない狂気!!!

超経験則違反

★★★私が殺人を主張したのは、2017 年以降なのに、「済んだ事」とする狂気!!!

超論理矛盾

★★★合理的根拠が無いとの訴えを、全機関とも無視した狂気!!!

超論理矛盾

起訴独占機関であり、刑事的な最後の砦だからこそ、合理的根拠が無い点が問題なのである。

取扱実績が有るからといって、他と同列に扱うべき話ではないことは自明である。 白痴化

●事件性の核心 以下への判定は不可欠である 再々掲

★本件は当たり前に、私への脅迫の為の殺人である。 その根拠は主に、

①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況にあって、
②まさしく同被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように、お前も殺すぞ」との、警視庁の害意の内容が明かされた恰好であること、また、同様の状況設定のドラマや小説も多いことから、経験則として誰でもそう感じること、何よりも、③この二つの稀有が重なる偶然確率は天文学的に低いこと、などである。

更には後述の通り、この事故の多数の不審点の存在である。

●この天文学的に超高度の蓋然性を認めない狂気!!! 以下の(1)から(5)

(1)被害届の完全無視(有り得ない法令違反)が暗示する警視庁の害意(99.999999%以上)

(2)同被害届の回答期限当日の叔母の変死(99.80%以上)

(3)警視庁サワダの、脅迫の為の殺人の訴えの隠蔽(99.00%以上)

(4)叔母の変死には不審点が多数有る(99.9999999%以上)

A ▼事故現場の手前が見通しの良い長い直線である不審(A II -3 号証)(99.99%以上)

B 巻き込みでもないのに死亡に至っている不審(90.00%以上) 直角の左折直後

C ▼司法解剖の実施経緯の不審(A II -10,11 号証)(90.00%以上) 廣橋絹代の証言との矛盾

「他殺か病死の可能性も有るので、解剖させてほしい」

D ▼逮捕の決め手の映像を、公判の証拠にしていない不審 99.00%以上)

E ▼交通事故として当たり前の物証が一切無い不審(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性の有無(99.00%以上)

待伏せの疑い

G 殺意を否定する証拠が無い不審(99.00%以上)

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

平日の 17 号で目撃者が居ない不審

I ▼▼▼▼▼殺意の疑いに触れない、有り得ない公判内容(99.9999999%以上)

(5)恣意性一覧表(4号証)は包囲網実在の証左(99.9999999%以上)

この表こそは包囲網実在の証左なのに、内容に触れた機関がこれまで無い狂気。

●加えて、手続上の瑕疵

(1)★★★★★一審が不法行為 1(埼玉県警の殺人の交通事故への偽装)を脱漏した。

これは、残り 4 つの不法行為の前提となる基礎事実ないし主要事実なので判決への影響は必至。 取消事由にも無効事由にも当る致命的瑕疵である。 取消・差戻しあげないはずなのに、二審が棄却。

(2)★★★★証拠が内容証明の原本でなかったため、受取事実無しとされた。 不法行為 2

一審が「この原本は無いのか?」という当然の釈明をしなかったのは卑劣である。 二審で配達証明書を追加したが、内容の証明にならないとしてまたも不採用。 三審では原本を追加したが却下された。

しかしこれにより、埼玉県警の当該内容証明の受取事実の否認という犯罪は確定した。

以上